

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 告 示	
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	2
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	3
○ 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】	4
○ 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】	5
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課】	6
◇ 上下水道局	
○ 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】	7
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	8
◇ 市選挙委員会	
○ 教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】	9
◇ 訂 正	
○ 第4070号の訂正【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】	11

北九州市告示第445号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に係る指定を取り消したので、法第78条第3号及び第115条の10第3号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問介護及び介護予防訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定取消年月日
4070601689	亜麻色ハウス・介護サポート	北九州市八幡東区帆柱二丁目8番1号	アスタックス株式会社	平成29年11月27日

北九州市告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
3045	長野68号線	北九州市小倉南区大字長野666番3地先から 北九州市小倉南区長野東町663番22地先まで	平成29年12月1日

北九州市告示第447号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
フタバ薬局到津店	北九州市小倉北区上到津二丁目4番2号	平成29年12月1日
日ノ峯薬局	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目22番21号	平成29年11月1日

2 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションきのこハウス	北九州市八幡西区千代三丁目1番6号	平成29年12月1日

北九州市告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
日の峯薬局	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目22番21号	開設者法人変更	平成29年10月31日

北九州市公告第 8 2 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 特定役務の名称及び数量

北九州学術研究都市学術情報センター教育系システム機器の借入れ 一
式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課
北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

4 落札者の名称及び住所

富士通リース株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号

5 落札金額

2 億 9 4 2 万 6 4 0 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

8 落札方式

最低価格による。

北九州市上下水道局告示第38号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成29年12月1日

北九州市上下水道局長 有田仁志

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
5043	株式会社ユニ 梅田晴一	北九州市八幡東区 高見四丁目2番1 5号	平成29年12月1 日から平成34年5 月31日まで

北九州市上下水道局告示第 39 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 12 月 1 日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F-184	三晃住宅設 備	石田晃平	福岡県京都郡苅田 町松原町 8 番地 6 9	平成 29 年 12 月 1 日
F-185	株式会社長 澤工務店	長澤辰昭	福岡県糟屋郡須恵 町大字上須恵 1 2 0 3 番地の 1	平成 29 年 12 月 1 日

北九州市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成29年12月1日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,089人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万554人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,554人

小倉北区 5万715人

小倉南区 5万8,822人

若松区 2万3,234人

八幡東区 1万9,399人

八幡西区 7万871人

戸畑区 1万6,550人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万4,072人

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成 29 年	第4070号	3	上から12行 目	萩原一丁目	萩原二丁目